

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を再延長します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和3年9月30日までとしていたところですが、このたびは令和4年3月31日まで再延長することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



(国道17号：文京区千石)

緩和措置のポイント (赤字部分が変更点)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること</u> ② <u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること</u> ③ <u>テイクアウト、テラス営業などのための仮設施設の設置であること</u> ④ <u>施設付近の清掃等にご協力いただけること</u>
主体	<p>地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2</p> <p>※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。</p>
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和4年3月31日まで （令和3年9月30日までを延長）

【お問合せ】

関東地方整備局 千葉国道事務所 管理第一課

〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1

TEL：043-285-0321（直通） FAX：043-284-3621